



発行 新潟県

第8号

令和5年1月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

2 新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健総務課）

告 示

85 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）

86 保安林の指定予定（治山課）

87 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）

88 公共測量の実施通知（監理課）

89 公共測量の終了通知（監理課）

90 公共測量の終了通知（監理課）

91 建設業法による許可の取消し（監理課）

92 道路の区域変更（道路管理課）

93 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

94 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第48号様式を次のように改める。

第48号様式（第19条関係）

(表)

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 様

〒 -

住所又は居所

申請者

TEL () -

氏名

下記のとおり相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

(裏)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ振込先の記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行の場合)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当するものにチェックしてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

第2条 新潟県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第49号様式 (第20条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p>※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。</p> <p>※ <u>この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も振込先の記載をお願いいたします。</u></p>	<p>第49号様式 (第20条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金申請書</p> <p>(略)</p> <p>※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第85号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	春木山山田1467番1ほか13筆 1.6ha
関川村	1者	下関1826番ほか8筆 1.7ha
新発田市	12者	島潟向野789番1ほか58筆 3.8ha
阿賀野市	16者	七石次郎淵132番ほか256筆 22.5ha
胎内市	4者	柴橋ナラソネ1952番ほか16筆 8.3ha
聖籠町	7者	道賀新田大曲1881番ほか35筆 4.0ha
新潟市	34者	北区新鼻福島潟乙26番851ほか477筆 58.8ha
三条市	4者	東裏館2丁目221番1ほか26筆 2.7ha
燕市	28者	小高中沢2433番ほか184筆 31.1ha
田上町	1者	田上40番ほか11筆 2.6ha
弥彦村	3者	麓村新田雁潟134番2ほか11筆 2.2ha
長岡市	4者	百束町（土地改良）3304番ほか12筆 1.4ha
見附市	18者	熱田町早六934番ほか88筆 24.7ha
魚沼市	5者	大塚新田大塚75番2ほか41筆 3.2ha
津南町	1者	秋成4214番2ほか2筆 0.5ha
上越市	8者	島田八幡田1307番ほか475筆 37.2ha
佐渡市	51者	吾潟青山2004番ほか269筆 42.4ha
合 計	198者	1,999筆 248.7ha

2 認可年月日

令和5年1月31日

◎新潟県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市浦佐2073の1、2074の1、2075から2084まで、2145から2147まで、2149、2150、2159から2163まで、2166（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和5年2月1日から令和5年3月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月31日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新発田市 五十公野土地改良区	五十公野土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年9月26日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市達者地内

◎新潟県告示第89号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（修正測量 地図情報レベル2500 66.12km²）
- 2 作業期間 令和4年6月3日から令和5年1月4日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市内

◎新潟県告示第90号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業道之下地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市吉川区道之下ほか地内

◎新潟県告示第91号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和4年11月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ナカノ
中野 春男
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区平島1301
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-4）第2505号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年11月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年11月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社中野建築
中野 秀明
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市三島新保3157
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第44361号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実

令和4年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年11月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新栄建設株式会社
阿部 新一
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市貝喰新田4771
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第5807号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年11月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新越設備
稲垣 正美
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市古正寺2-82
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第16855号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年11月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
セイキプラントサービス株式会社
小林 聡
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市鉄工町2-4-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第17122号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年11月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年11月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
木之内シャッター修理所
木之内 吉夫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字石沢1787-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第40011号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和4年11月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年11月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社金内技建

金内 廣治

3 主たる営業所の所在地

長岡市東片貝町3-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第28182号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年11月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

クボタシーエス株式会社

眞板 正浩

3 主たる営業所の所在地

上越市辰尾新田1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第27164号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、防水工事業、さく井工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年11月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社五十嵐造園

五十嵐 裕子

3 主たる営業所の所在地

柏崎市長峰町19-11

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第26683号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年11月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社馬場工務所

馬場 一也

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区新津本町2-1-28

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-3)第1073号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年11月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年11月30日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三商
三原田 誠

- 3 主たる営業所の所在地
上越市清里区寺脇777-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第44631号

- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年11月30日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
古嶋建築
古嶋 伸一郎

- 3 主たる営業所の所在地
上越市柿崎区下条749-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44777号

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年11月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年11月29日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟地質
加藤 豪春

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区朝日389

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第26190号

- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年11月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年11月29日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

松田電気株式会社

松田 彰

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区山木戸3-13-13

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第14824号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年11月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年12月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

田村住建

田村 健市

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市大字関141-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41779号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年11月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年12月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社オニキス工業

池田 夏樹

3 主たる営業所の所在地

十日町市山本町1-1-9

4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第44166号

5 処分の内容 土木工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年12月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和4年12月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社朝日テック

鹿兒島 正夫

3 主たる営業所の所在地

燕市佐渡山6894-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-4)第42535号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年12月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年12月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社住販
真野 耕太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市北城町4-4-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45655号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アオイ
菊地 隆
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市雨池町字浦田134
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45506号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
上越マテリアル株式会社
小池 作之
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字下名柄1618-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-30)第20160号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社夢ハウス佐渡
萩野 正作
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市泉乙628-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42787号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和4年12月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サンユールミ
山田 智也
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市岩野1679-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第45941号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社千秋企画
谷 典人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区五十嵐中島4-24-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43228号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
スリーサイド株式会社
猪俣 陽一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区長嶺町9-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45110号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年12月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社キタック
中山 正子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区新光町10-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第3898号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和4年12月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年12月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社笠井組
田邊 祥謙
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区金巻1106-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-2）第2381号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年12月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年12月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長勝建設株式会社
桑原 正光
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市畔地113
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第8605号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市真更川字京ヶ崎62番5から	新	8.0～16.0メートル	62.5メートル
同市真更川字戸沢65番3まで	旧	7.5～16.0メートル	61.6メートル

◎新潟県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（聖籠町決定）
名称 二本松第1地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第94号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年2月1日から実施する。

令和5年1月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">えちご中越 " " (")</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)		えちご中越 " " (")	(略)	(略)		<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">越後ながおか " " (")</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">越後さんとう " " (")</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">にいがた南蒲 " " (")</td> <td style="text-align: center;">三条市</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">柏崎 " " (")</td> <td style="text-align: center;">柏崎市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)		越後ながおか " " (")	(略)	越後さんとう " " (")	"	(略)		にいがた南蒲 " " (")	三条市	柏崎 " " (")	柏崎市	(略)	
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																								
(略)																									
えちご中越 " " (")	(略)																								
(略)																									
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																								
(略)																									
越後ながおか " " (")	(略)																								
越後さんとう " " (")	"																								
(略)																									
にいがた南蒲 " " (")	三条市																								
柏崎 " " (")	柏崎市																								
(略)																									

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、バイオハザード対策用キャビネットの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年1月31日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
バイオハザード対策用キャビネット 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年2月6日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、呼吸音聴診シュミレータ ラングⅡの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年1月31日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

呼吸音聴診シュミレータ ラングⅡ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年2月6日（月）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。